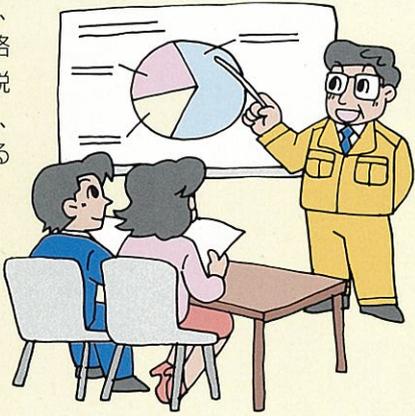


地籍調査の進め方

地籍調査は計画・準備を行った後、土地所有者等の協力を得て土地の境界を確認する調査と確認された境界を測量する作業を行います。
まとめられた成果は一般に閲覧された後、認証等の手続きを行い登記所へ送付されます。

計画・準備

事業計画の策定、関係機関との連絡調整、住民への説明会などを行い、地籍調査を始める体制を作ります。



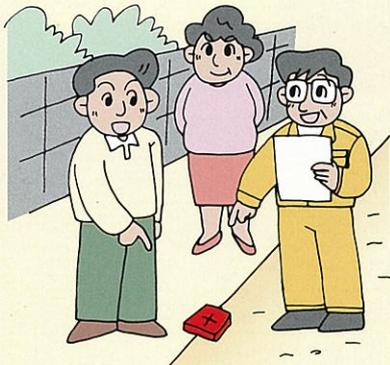
成果の利活用

調査成果を都市計画、農林政策、税務など土地に関係する行政分野で活用します。近年は、コンピュータによる管理や利活用が進められています。また地理情報システム（GIS）の基図としても大きな力を発揮します。



一筆地調査

一筆ごとの土地について、公図等の資料により調査をした後、関係者立ち会いのもとに、所有者、地番、地目、境界の調査を実施します。



登記所送付

地籍簿と地籍図の写しを登記所に送付します。これにより、登記所において登記簿が書き改められるとともに、不動産登記法第14条の地図として備え付けられます。



地籍測量

図根点を設置し、段階を踏んで測量を行い、各筆ごとの面積を測定します。これにより各筆の位置が地球上の座標値で表示されることとなります。



成果の閲覧、検査・認証

一筆地調査、地籍測量により作成した地籍簿と地籍図の案は、一般に閲覧された後、国の承認を得た上で、岐阜県知事が認証します。

